

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成 31 年 1 月 22 日 (火) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 40 分	
場 所	3 A 会議室	
出席者	出席	市長、宮村副市長、高村副市長、政策部長、市長公室長、財務部長、建設部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席：秘書課長

議題：秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	政策部行政経営課
説明者	政策部長、行政経営課長、課長代理(行政経営担当)、環境資源対策課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 他の企画提案型として、どういうものを想定しているか。 A. 委託に限らず、賃貸借などのいろいろなプロポーザルに対応できるようにしたい。</p> <p>Q. 指定の取消しに当たって意見を聴くなどの手続きは不要か。 A. 不利益処分に当たり、様々な手続きを経ることから、その中で対応したい。</p> <p>Q. 外部評価の頻度はどのようか。 A. 毎年行うことを考えている。</p> <p>Q. 選定と評価が同じ組織でも不都合はないか。 A. そのように考えている。</p> <p>Q. 「老人いこいの家」は外部評価を行わないのか。 A. 地域に管理をお願いしていることや施設の利用状況などを踏まえ、現在の案とした。</p> <p>(意見) 特段排除する理由はなく、地域をお願いしていることを前提として、他の施設と同様、第三者の目で評価してもらう方がよい。</p> <p>Q. 富士見の湯は、外部評価の前提として、内部で指定管理者の経営状況を把握する必要があるが、状況はどのようか。 A. 平成 29 年度の事業報告書が提出され、自己評価が行われている。今月に入り、同期間の財務諸表が提出されたので、中小企業診断士による経営診断を実施し、指定管理者に対して</p>

	<p>必要な指示を行う予定である。</p> <p>(意見)</p> <p>次年度に反映させる必要があることから、進行管理をしっかり行い、対応すること。</p>
会 議 結 果	<p>原案了承。ただし、老人いこいの家については、担当課と調整し、対応すること。</p>

議題：秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	福祉部地域福祉課
説明者	福祉部長、地域福祉課長、課長代理（地域福祉担当）、主任主事
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 利率を規則に委ねることも可能か。 A. 国のQ&Aでは可能とされている。</p> <p>Q. 保証人の有無で、無利子又は1%というのがスタンダードか。 A. 国が、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の例を参考とすることを示しており、そのように定める例が多いと思われる。災害時に保証人を立てられないとの理由から、全て無利子としているところや、過去に未回収となった事例を踏まえ、無利子だが保証人を立てることを条件としているところもある。</p> <p>Q. 無利子という判断もあるか。 A. 貸付制度であるので、リスクに応じて利率を設定しておいた方がよいと考えている。</p> <p>Q. この制度が適用される災害の規模はどのようなか。 A. 災害救助法が適用される災害として一律である。人口10万人以上30万人未満の市町村では、100世帯以上の住家滅失がある場合である。</p> <p>Q. 未収金があった場合の対応はどのようなか。 A. 市が負担することとなる。ただし、亡くなってしまった場合は免除となる。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題：秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	環境産業部農産課
説明者	環境産業部長、農産課農業支援・鳥獣対策担当課長、課長代理（農業支援・鳥獣対策担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 報酬は、実働しなくても払われるのか。また、報酬以外に支払われるものがあるのか。</p> <p>A. 積極的に取り組まれる方を対象に考えており、最低10回程程度の参加を条件に推薦をしていただきたいと考えている。また、狩猟免許を有する人が一定数、実施隊員となっている場合は、協議会に対し、国から交付金が支払われるため、これを原資に日当等が支払われるものである。</p> <p>Q. 二重払いにならないか。</p> <p>A. 消防団において、報酬と別に出動手当が出ている例がある。</p> <p>Q. 協議会の事務局はどこか。</p> <p>A. 農協や市が事務局となる例があるが、秦野の場合は、農協が事務局となっている。</p> <p>Q. 実施隊と協議会の事務局が統一されていないと、指揮命令系統に影響が出るのではないか。</p> <p>A. 本市におけるこれまでの経過もあり、そのような状況になっている。</p> <p>(意見) 協議会との関係をしっかり整理すること。</p>
会議結果	改めて政策会議に付議することとする。

—以上—